

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年6月天理市規則第16号）の一部を次のように改正する。

本則の表上下水道事業の管理者の権限を行う市長の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。